

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和2年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、令和元年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、令和元年 12 月 20 日までは濱田幸二前監査委員が、同年 12 月 21 日からは小池勇士監査委員が関与した。

令和 2 年 2 月 17 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	小 池	勇 士
同	國 井	政 利
同	豊 島	あつし

目 次

I 監査の概要

第1	監査の種類	1
第2	監査実施団体等	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象範囲	1
第5	監査の方法	2
第6	監査の着眼点	2
別表1	監査実施団体及び所管部局	4
別表2	実地監査日程	5

II 監査の結果

第1	団体別監査結果	7
1	一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会	7
2	榎町地域センター管理運営委員会	9
3	角筈地域センター管理運営委員会	11
4	公益財団法人新宿未来創造財団	13
5	有限会社そーほっと	16
6	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	18
7	公益社団法人新宿区シルバー人材センター	22
8	社会福祉法人新宿区障害者福祉協会	24
9	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	27
10	社会福祉法人シルヴァーウィング	31
11	社会福祉法人園盛会	33
12	株式会社グローバルキッズ	35
13	株式会社テノ. コーポレーション	38
14	社会福祉法人東京児童協会	41
15	東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体	43
16	新日鉄興和不動産株式会社	45
17	信州リゾートサービス株式会社	47
18	株式会社図書館流通センター	49
第2	総括意見	52

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査の種類

財政援助団体等の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、新宿区（以下「区」という。）が財政的援助を行っている団体に対して、財政的援助に係る事業がその目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体をいう。以下同じ。）
- ② 出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体をいう。以下同じ。）
- ③ 不動産信託の受託者
- ④ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）である。

また、財政援助団体等監査と併せて、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

第2 監査実施団体等

今回監査を実施した団体は、平成30年度における補助金等交付団体、出資団体、不動産信託の受託者及び指定管理者のうち、別表1に掲げる18団体である。なお、各団体の所管部局は、別表1のとおりである。

第3 監査の期間

令和元年9月10日（火）から令和2年1月29日（水）まで

第4 監査の対象範囲

平成30年度における事業の補助金等、団体への出資金及び公の施設の管理に係るものを対象とした。

第5 監査の方法

1 補助金等交付団体及び出資団体

(1) 団体

補助金等交付団体及び出資団体の概要、定款、平成30年度決算書、平成30年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、補助金等の執行状況や出資団体の運営状況について、補助金等交付団体及び出資団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金等交付要綱並びに出資に係る事業報告書を基に、補助金等交付団体及び出資団体の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取した。

2 指定管理者

(1) 団体

指定管理者の概要、定款、基本協定書、平成30年度協定書、平成30年度決算書、平成30年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、指定管理者の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類を基に、指定管理者の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取した。

第6 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

1 補助金等交付団体

(1) 団体

ア 補助金等に係る事業は、計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

イ 補助金等に係る収支の事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 補助金等に係る事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。

イ 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

2 出資団体

(1) 団体

ア 出資団体の事業等は、出資の目的に沿って適正かつ効果的に運営されているか。

イ 会計経理及び財産管理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

出資団体への指導監督は、適切に行われているか。

3 指定管理者

(1) 団体

ア 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。

イ 管理業務に係る事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。

イ 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

別表1 監査実施団体及び所管部局

No.	団体名	区 分				所 管 課
		補助金	出資	信託	指定管理	
1	一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会				○	地域振興部 地域コミュニティ課
2	榎町地域センター管理運営委員会				○	地域振興部 榎町特別出張所
3	角筈地域センター管理運営委員会	○			○	地域振興部 角筈特別出張所
4	公益財団法人新宿未来創造財団				○	地域振興部 生涯学習スポーツ課
5	有限会社そーほっと				○	文化観光産業部 産業振興課 文化観光産業部 消費生活就労支援課
6	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	○	○		○	福祉部 地域福祉課 福祉部 地域包括ケア推進課 福祉部 介護保険課 福祉部 生活福祉課 子ども家庭部 子ども家庭課
7	公益社団法人新宿区シルバー人材センター	○				福祉部 地域福祉課
8	社会福祉法人新宿区障害者福祉協会	○			○	福祉部 障害者福祉課
9	特定非営利活動法人ワーカーズコープ				○	福祉部 地域包括ケア推進課 子ども総合センター 子ども家庭支援課
10	社会福祉法人シルヴァーウィング	○				福祉部 介護保険課
11	社会福祉法人園盛会	○				福祉部 介護保険課 子ども家庭部 保育指導課
12	株式会社グローバルキッズ	○				子ども家庭部 保育指導課
13	株式会社テノ. コーポレーション	○				子ども家庭部 保育指導課
14	社会福祉法人東京児童協会	○				子ども家庭部 保育指導課
15	東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体				○	健康部 健康政策課
16	新日鉄興和不動産株式会社	○				都市計画部 防災都市づくり課
17	信州リゾートサービス株式会社				○	教育委員会事務局 教育支援課
18	株式会社図書館流通センター				○	教育委員会 中央図書館

(注) 団体名は、平成31年3月末日現在の名称である。

別表2 実地監査日程

実施年月日の*印は監査委員による実地監査

実施年月日	団体名等
令和元年 10月 8日 (火) 10月 30日 (水) *	公益財団法人新宿未来創造財団
10月 9日 (水) 11月 5日 (火) *	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
10月 10日 (木) 11月 5日 (火) *	東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体
10月 16日 (水)	榎町地域センター管理運営委員会
10月 17日 (木) 11月 12日 (火) *	社会福祉法人新宿区障害者福祉協会
10月 23日 (水) 11月 12日 (火) *	社会福祉法人シルヴァーウィング
10月 24日 (木) 11月 14日 (木) *	株式会社図書館流通センター
10月 29日 (火)	角筈地域センター管理運営委員会
10月 31日 (木) 11月 14日 (木) *	株式会社テノ. コーポレーション
11月 7日 (木) 11月 8日 (金) *	信州リゾートサービス株式会社
11月 21日 (木) *	生涯学習スポーツ課 (個人情報管理について)
11月 26日 (火)	新日鉄興和不動産株式会社
11月 27日 (水)	有限会社そーほっと
11月 28日 (木)	株式会社グローバルキッズ
12月 3日 (火)	社会福祉法人東京児童協会
12月 4日 (水)	公益社団法人新宿区シルバー人材センター
12月 5日 (木)	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
12月 10日 (火)	社会福祉法人園盛会
12月 11日 (水)	一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会

(注) 団体名は、平成31年3月末日現在の名称である。

Ⅱ 監査の結果

II 監査の結果

第1 団体別監査結果

団体別の監査結果は、次のとおりである。

一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会（以下「法人」という。）は、平成24年8月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア NPO団体間の情報交換や交流を促進する基盤の整備に係わる事業

イ NPOの運営や活動を円滑に進めていくための人材育成と研修事業

ウ NPO活動を目指す地域住民・団体等への助言・情報発信・交流の場の形成事業

エ 公共・公益団体等との協働による地域社会の発展を目指す事業

オ 当法人の目的を達成するために必要なその他の事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に53,064,000円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立新宿 NPO協働推 進センター	53,064,000円	1,585,450円	50,636,967円	平成28年4月1日 ） 平成31年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立新宿NPO協働推進センター条例（平成24年新宿区条例第38号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 社会貢献活動に関する情報の収集及び発信並びに普及啓発に関する業務
- (イ) 社会貢献活動を行う団体等のネットワークづくりその他当該団体等の活動の推進に関する業務
- (ウ) 新宿NPO協働推進センターの利用に関する業務
- (エ) 新宿NPO協働推進センターの団体登録、利用の承認、及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- (オ) 新宿NPO協働推進センターの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- (カ) 新宿NPO協働推進センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

- ・施設利用者数 31,510人
- ・利用団体数 登録団体：98団体 一般利用団体：237団体
- ・相談窓口業務 相談者数：234人
(内訳 訪問：59人 電話：174人 メール：1人)
- ・講座事業業務 講座回数：30回 参加者数：延べ553人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

榎町地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

榎町地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成13年6月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 榎町地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成30年度に20,421,152円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立榎町地域センター	20,421,152円	－（※）	21,043,697円	平成30年4月1日 ） 令和3年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）榎町地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）榎町地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）榎町地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）榎町地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

- ・登録団体数 198団体（平成31年3月31日現在）
- ・施設全体の利用状況 利用件数 10,198件

利用人数 109,447 人
利用率 64.4%

(イ) 主な事業の内容

- ・ 地域センターまつり
榎町地域センターまつり 参加者数 約 920 人
- ・ 広報誌（えのき）
発行回数 年 4 回 各回 12,000 部発行
- ・ その他コミュニティ事業
落語会 2 回 参加者数 延べ 151 人
カラオケ大会 1 回 参加者数 延べ 66 人
(空調機不良により 1 回中止)
ミニ音楽祭 1 回 参加者数 延べ 120 人

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

角筈地域センター管理運営委員会

《補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

角筈地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、昭和63年7月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 角筈地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成30年度に100,000円を補助金として、20,997,253円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区地域コミュニティ事業助成金	100,000円	区民が主体となる地域活動団体が行う地域交流の促進に向けた取組等に対して支援を行い、コミュニティの活性化を推進するため

イ 根拠法令等

平成30年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱（平成30年3月13日29新地地コ第554号）

ウ 主な事業実績

秋の日帰りバスツアー

実施日 平成30年10月31日

参加者数 43人

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立角筈地域センター	20,997,253円	－（※）	18,286,052円	平成30年4月1日 ） 令和3年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成 17 年新宿区条例第 35 号）

ウ 主な管理業務の内容

- （ア）角筈地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務
- （イ）角筈地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務
- （ウ）角筈地域センターの施設等の維持管理に関する業務
- （エ）角筈地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

- ・登録団体数 99 団体（平成 31 年 3 月 31 日現在）
 - ・施設全体の利用状況
- | | |
|------|----------|
| 利用件数 | 6,809 件 |
| 利用人数 | 71,830 人 |
| 利用率 | 64.30% |

（イ）主な事業の内容

- ・地域センターまつり
 - わいわい広場 参加者数 1,779 人
 - つのはずオン・ステージ 参加者数 242 人（出演者数）
- ・広報誌（タウンニュース西新宿） 発行回数 年 4 回
各回 4,000 部発行
- ・その他コミュニティ事業
 - つのはずコンサート 1 回 参加者数 197 人
 - ボイストレーニングとストレッチ 2 回 参加者数 延べ 61 人
 - 料理教室（中華・洋食） 2 回 参加者数 延べ 31 人

第 2 監査の結果

補助金並びに公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

公益財団法人新宿未来創造財団

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「法人」という。）は、平成22年4月に公益認定を受けた。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 地域の歴史の記録保存及び普及啓発

イ 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成

ウ スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成

エ 次代を担う児童や青少年の育成

オ 国際相互理解の促進

カ 地域の魅力の内外への発信

キ 地域社会の健全な発展の促進

ク 区から受託する施設の管理運営に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として5億円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、平成30年度に508,771,430円を補助金として、740,976,100円を指定管理料として支出している。

なお、今回は、これらの支出のうち、生涯学習スポーツ課が所管する指定管理料を監査対象とする。

(2) 生涯学習スポーツ課が所管する指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 新宿コズミック スポーツセ ンター①	253,484,100円	85,824,410円	363,094,332円	平成28年4月1日 } 令和3年3月31日
新宿区立 大久保スポー ツプラザ②	26,180,000円	18,895,945円	44,473,347円	平成28年4月1日 } 令和3年3月31日
新宿区立 公園内運動施 設③	25,059,000円	32,613,330円	55,672,611円	平成28年4月1日 } 令和3年3月31日

新宿区立 生涯学習館 ④	128,422,000円	19,271,454円	148,419,131円	平成28年4月1日) 令和3年3月31日
合計金額	433,145,100円	156,605,139円	611,659,421円	

③施設名（西戸山公園野球場、落合中央公園野球場、西落合公園少年野球場、甘泉園公園庭球場、西落合公園庭球場、落合中央公園庭球場、妙正寺川公園運動広場）

④施設名（赤城生涯学習館、戸山生涯学習館、北新宿生涯学習館、住吉町生涯学習館、西戸山生涯学習館）

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例（平成17年新宿区条例第48号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区立大久保スポーツプラザ条例（平成9年新宿区条例第15号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区立公園における運動施設の管理及び運営に関する条例（昭和52年新宿区条例第19号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区立生涯学習館条例（平成19年新宿区条例第65号）〔前記④〕

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 新宿コズミックスポーツセンター〔前記①〕
 - ・新宿コズミックスポーツセンターにおいて行う事業に関する業務
 - ・新宿コズミックスポーツセンターの利用に関すること。
 - ・生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。
 - ・新宿コズミックスポーツセンターを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
 - ・生涯学習・スポーツに関する活動の普及及び推進に関すること。
 - ・新宿コズミックスポーツセンターの団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・新宿コズミックスポーツセンターの施設等の維持管理に関する業務
- (イ) 大久保スポーツプラザ〔前記②〕
 - ・大久保スポーツプラザにおいて行う事業に関する業務
 - ・大久保スポーツプラザの利用に関すること。
 - ・生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。
 - ・大久保スポーツプラザを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
 - ・生涯学習・スポーツに関する活動の普及及び推進に関すること。
 - ・大久保スポーツプラザの団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

- ・大久保スポーツプラザの施設等の維持管理に関する業務
- (ウ) 公園内運動施設 [前記③]
 - ・運動施設において行う事業に関する業務
 - ・運動施設の利用に関すること。
 - ・スポーツ活動及びレクリエーション活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。
 - ・運動施設を利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
 - ・スポーツ活動及びレクリエーション活動の普及及び推進に関すること。
 - ・運動施設の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・運動施設の施設等の維持管理に関する業務
- (エ) 生涯学習館 [前記④]
 - ・生涯学習館において行う事業に関する業務
 - ・生涯学習館の利用に関すること。
 - ・生涯学習に関する活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
 - ・生涯学習活動の支援に関すること。
 - ・生涯学習館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・生涯学習館の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

- (ア) 新宿コズミックスポーツセンター [前記①]

利用者数 617,085 人
 (内訳 団体利用:417,546 人 財団利用:184,481 人 個人利用:15,058 人)
- (イ) 大久保スポーツプラザ [前記②]

利用者数 81,218 人
 (内訳 団体利用:77,606 人 財団利用:3,050 人 個人利用:562 人)
- (ウ) 公園内運動施設 [前記③]

利用者数 172,862 人
 (内訳 団体利用:160,266 人 財団利用:12,596 人)
- (エ) 生涯学習館 [前記④]

利用者数 268,726 人
 (内訳 団体利用:246,724 人 財団利用:22,002 人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

有限会社そーほっと

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

有限会社そーほっと（以下「法人」という。）は、平成16年3月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 施設管理業務（三鷹市 SOHO オフィス、CASE Shinjuku（民間インキュベーション施設）の受付管理業務、管理運営）
- イ コンサルティング（起業・経営革新、地域活性化等に関する相談）
- ウ 各種代行業務（電話転送受付、私書箱業務、個別秘書業務等）

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に45,133,098円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立高田馬場創業支援センター①	25,460,549円	123,068円	42,073,624円	平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日
新宿区立新宿消費生活センター分館②	19,672,549円	1,731,800円		平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日
合計金額	45,133,098円	1,854,868円	42,073,624円	

イ 根拠法令等

（ア）新宿区立産業振興施設条例（平成14年新宿区条例第11号）[前記①]

（イ）新宿区立消費生活センター条例（平成5年新宿区条例第4号）[前記②]

ウ 主な管理業務の内容

（ア）高田馬場創業支援センター[前記①]

- ・ 産業に関する情報の収集及び提供に関する業務
- ・ 中小企業の経営改革への支援並びに創業及び新産業の創出の促進に必要な事業
- ・ 高田馬場創業支援センターの利用に関する業務

- ・高田馬場創業支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (イ) 新宿消費生活センター分館〔前記②〕
 - ・消費生活に関する教育、啓発及び広報活動に関する業務
 - ・消費者団体に関する業務
 - ・新宿消費生活センター分館の利用に関する業務
 - ・新宿消費生活センター分館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・新宿消費生活センター分館の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
 - ・新宿消費生活センター分館の施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 高田馬場創業支援センター〔前記①〕

- ・施設の利用状況

新規承認利用者数	16 人
退所者数	14 人
年度末現在利用者数	23 人
- ・退所者の状況

創業	12 人
経営改革	0 人
断念等	2 人
- ・創業セミナー 5 回開催
- ・創業スクール 2 回開催
- ・利用者交流会 12 回開催
- ・創業相談デスク 61 回開催

(イ) 新宿消費生活センター分館〔前記②〕

- ・施設利用者数 年間 13,342 人
- ・稼働率

会議室	61.92% (8,613 人)
調理室兼商品テスト室	32.76% (4,729 人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
《補助金等交付団体・出資団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団（以下「法人」という。）は、平成6年3月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 特別養護老人ホームの設置経営
- イ 母子生活支援施設の受託経営
- ウ 老人短期入所事業
- エ 老人デイサービスセンターの設置経営及び受託経営
- オ 地域包括支援センターの受託経営
- カ 新宿区立地域交流館の受託経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、社会福祉法人設立に伴い基本財産として500万円を出資している。

また、区は、法人に対し、平成30年度に83,382,218円を補助金として、66,562,222円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団 経営改善補助金①	33,023,587円	社会福祉事業団の経営改革の実現に向け、事業団自らの責任で新たな事業の創出や経営改善を図るため
新宿区特別養護 老人ホーム経営支援 補助金②	8,805,867円	区における特別養護老人ホームの利用者サービスの維持向上を図るため
北新宿特別養護 老人ホーム工事に伴う 運営助成③	24,352,764円	北新宿特別養護老人ホームの工事による、利用者の減少に伴い、介護保険事業収入が減収することに対して、安定的な運営を図るため
新宿区医療介護支援 補助金④	17,200,000円	医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため
合計金額	83,382,218円	

イ 根拠法令等

- (ア) 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団の経営改善補助金要綱（平成 29 年 12 月 1 日 29 新福地福計第 2076 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（平成 17 年 1 月 13 日 16 新健高サ第 1281 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例（昭和 61 年新宿区条例第 16 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日 18 新健高サ第 3895 号）〔前記④〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 特別養護老人ホーム経営支援補助金〔前記②〕
北新宿特別養護老人ホームにおける利用者サービスの維持向上のための支援 定員 80 人
- (イ) 北新宿特別養護老人ホーム工事に伴う運営助成〔前記③〕
工事による介護保険事業収入の減収に伴う助成
 - ・特別養護老人ホーム相当分 延べ 840 日分
 - ・短期入所相当分 延べ 1,132 日分
- (ウ) 医療介護支援補助金〔前記④〕
北新宿特別養護老人ホームにおける医療処置者の受入れ
 - ・看護職員及び介護職員総数（常勤換算後） 38.8 人
うち看護職 4.5 人
介護職 34.3 人
 - ・医療処置受入者数 月平均 10.0 人（12.5%）

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 百人町高齢者 在宅サービス センター①	—（※）	125,097,401 円	118,423,740 円	平成 27 年 4 月 1 日 ） 令和 2 年 3 月 31 日
新宿区立 かしわ ヴィレッジ②	45,807,800 円	—	47,687,685 円	平成 27 年 4 月 1 日 ） 令和 2 年 3 月 31 日
新宿区立 高田馬場 地域交流館③	20,754,422 円	—	20,781,107 円	平成 27 年 4 月 1 日 ） 令和 2 年 3 月 31 日
合計金額	66,562,222 円	125,097,401 円	186,892,532 円	

※①の施設は、介護報酬及び利用者負担金収入並びに食費等の実費徴収の利用料等で運営する旨協定を締結しており、区は指定管理料の支出を行っていない。

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立高齢者在宅サービスセンター条例（平成 12 年新宿区条例第 40 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区立母子生活支援施設条例（平成 6 年新宿区条例第 25 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区立地域交流館条例（平成 20 年新宿区条例第 47 号）〔前記③〕

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 百人町高齢者在宅サービスセンター〔前記①〕
 - ・通所介護に関する業務
 - ・日常生活支援総合事業に関する業務
 - ・認知症対応型通所介護に関する業務
 - ・介護予防認知症対応型通所介護に関する業務
 - ・百人町高齢者在宅サービスセンターの利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・百人町高齢者在宅サービスセンターの利用料金の納入及び減額に関する業務
 - ・百人町高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (イ) かしわヴィレッジ〔前記②〕
 - ・児童福祉法に基づく母子生活支援施設における生活指導及び保健衛生に関する業務
 - ・母子生活支援施設における保護の実施を受けた者及び緊急一時保護事業により母子生活支援施設を利用する者等の処遇に関する業務
 - ・かしわヴィレッジ内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務
 - ・かしわヴィレッジの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ウ) 高田馬場地域交流館〔前記③〕
 - ・高田馬場地域交流館において行う事業に関する業務
 - ・地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること。
 - ・高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
 - ・高田馬場地域交流館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・高田馬場地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

- (ア) 百人町高齢者在宅サービスセンター〔前記①〕
 - ・一般通所介護事業
利用者数 延べ 9,405 人 実施日数 308 日

- ・ 認知症対応型通所介護事業
利用者数 延べ 1,857人 実施日数 308日
 - ・ 総合事業（通所介護相当サービス）
利用者数 延べ 689人 実施日数 308日
- (イ) かしわヴィレッジ [前記②]
- ・ 母子生活支援施設
定員 10世帯
在所世帯 10世帯 在所者人数 24人（平成31年3月31日現在）
 - ・ 緊急一時保護事業
定員 2世帯
年間入所世帯 14世帯 年間入所人数 20人
- (ウ) 高田馬場地域交流館 [前記③]
- ・ 利用者数 22,370人
（内訳） 団体利用 9,167人 個人利用 13,203人

第2 監査の結果

補助金、出資に係る事業並びに公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

公益社団法人新宿区シルバー人材センター

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益社団法人新宿区シルバー人材センター（以下「法人」という。）は、昭和59年4月に設立され、平成23年4月1日に公益社団法人に移行した。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供

イ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

ウ 社会貢献活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業

エ 上記の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営

オ その他シルバー人材センターの目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に99,462,818円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
公益社団法人新宿区シルバー人材センター事業補助金	99,462,818円	公益社団法人新宿区シルバー人材センターの円滑な事業運営を図るため

イ 根拠法令等

公益社団法人新宿区シルバー人材センター事業補助金交付要綱（平成25年3月29日24新福地福計第3779号）

ウ 主な事業実績

(ア) 会員の状況

	30年度			29年度		
	入会者	退会者	年度末	入会者	退会者	年度末
男	126	98	990	92	159	962
女	88	73	681	86	121	666
計	214	171	1,671	178	280	1,628

(イ) 知識・技能の習得のための研修の開催

(ウ) 就業機会の確保

	30年度	29年度	増減率
年度末会員数	1,671	1,628	2.6% 増
就業実人員	1,243	1,254	0.9% 減
就業率	74.4%	77.0%	2.6% 減

- (エ) 就業相談
- (オ) 周知・PR等
- (カ) 安全就業等
- (キ) 社会貢献活動
- (ク) 会員と区民の相互交流の促進
- (ケ) シルバー人材センターの運営等への会員参画

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会

《補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会（以下「法人」という。）は、平成12年10月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 身体障害者福祉センターの経営
- イ 障害福祉サービス事業の経営
- ウ 特定相談支援事業の経営
- エ 福祉ホームの経営
- オ 移動支援事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に30,510,000円を補助金として、396,095,973円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区身体障害者福祉ホーム運営費補助金①	7,666,000円	居宅での日常生活が困難な障害者に生活の場を提供し、地域での生活を支援するため
新宿区重度身体障害者グループホーム運営費補助金②	22,844,000円	グループホーム事業を行う福祉ホームに介助員が増配置されることを促し、地域における重度身体障害者の自立生活の促進を図るため
合計金額	30,510,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区身体障害者福祉ホームの運営に対する補助金交付要綱（平成19年4月1日19新福障第193号）〔前記①〕

(イ) 新宿区重度身体障害者グループホーム運営費補助要綱（平成13年12月14日13新福障第1534号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 身体障害者福祉ホーム運営費補助金〔前記①〕

・あじさいホーム 定員10人 利用者 年間延べ120人

- ・就労継続支援事業
- ・短期入所事業
- ・日中ショートステイ事業
- ・入浴サービスに関すること
- ・給食サービスに関すること
- ・機能訓練に関すること
- ・講座・講習会に関すること
- ・送迎サービスに関すること
- ・施設の利用に関すること
- ・障害者福祉センターの利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・障害者福祉センターの利用料金の納入及び減免に関する業務
- ・障害者福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) あゆみの家 [前記①]

- ・生活介護 登録者 46人 延べ通所者数 9,599人
- ・短期入所 宿泊数 250泊

(イ) 障害者福祉センター [前記②]

- ・機能訓練利用者 76人
- ・短期入所 宿泊数 356泊
- ・就労継続支援B型 登録者 14人 延べ通所者数 2,661人
- ・生活介護 登録者 12人 延べ通所者数 2,531人
- ・地域自立生活支援相談 1,299件

第2 監査の結果

補助金並びに公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

特定非営利活動法人ワーカーズコープ
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「法人」という。）は、平成13年9月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 介護保険法に基づく介護サービス事業等
- イ 高齢者・障害者保健福祉サービス事業
- ウ 保育、学童保育、子育て支援、一時預かりに関係する事業
- エ 高齢者や子どもに関する調査、研究
- オ 指定管理者制度による公共施設等の管理運営事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に237,842,571円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 高田馬場シニア活動館①	26,501,008円	—	29,748,604円	平成27年4月1日 ） 令和2年3月31日
新宿区立 戸山シニア活動館②	25,604,880円	—	26,135,009円	平成29年4月1日 ） 令和4年3月31日
新宿区立 早稲田南町 地域交流館③	16,766,000円	—	16,615,011円	平成29年4月1日 ） 令和2年3月31日
新宿区立 西早稲田 地域交流館④	22,865,051円	—	22,421,184円	平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日
新宿区立 下落合 地域交流館⑤	25,472,000円	—	25,002,909円	平成28年4月1日 ） 令和3年3月31日

新宿区立 中町 地域交流館⑥	17,125,000 円	—	15,638,911 円	平成 30 年 4 月 1 日 } 令和 5 年 3 月 31 日
新宿区立 北山伏 地域交流館⑦	15,331,879 円	—	16,411,492 円	平成 26 年 4 月 1 日 } 平成 31 年 3 月 31 日
新宿区立 北山伏児童館 ⑧	28,874,259 円	—	27,938,038 円	平成 26 年 4 月 1 日 } 平成 31 年 3 月 31 日
新宿区立 中町児童館⑨	30,125,448 円	—	28,544,070 円	平成 30 年 4 月 1 日 } 令和 5 年 3 月 31 日
新宿区立 早稲田南町 児童館⑩	29,177,046 円	—	27,143,593 円	平成 29 年 4 月 1 日 } 令和 2 年 3 月 31 日
合計金額	237,842,571 円	—	235,598,821 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立シニア活動館条例（平成 20 年新宿区条例第 19 号）〔前記①②〕
- (イ) 新宿区立地域交流館条例（平成 20 年新宿区条例第 47 号）〔前記③④⑤⑥⑦〕
- (ウ) 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年新宿区条例第 46 号）〔前記⑧⑨⑩〕

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 高田馬場シニア活動館、戸山シニア活動館〔前記①②〕
- ・シニア世代の者等が行う社会貢献活動その他の地域活動に関すること
 - ・シニア世代の者等を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること
 - ・シニア活動館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・シニア活動館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (イ) 早稲田南町地域交流館、西早稲田地域交流館、下落合地域交流館、中町地域交流館、北山伏地域交流館〔前記③④⑤⑥⑦〕
- ・地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること

- ・高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること
 - ・地域交流館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ウ) 北山伏児童館、中町児童館、早稲田南町児童館[前記⑧⑨⑩]
- ・子供の福祉の増進に関すること
 - ・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること
 - ・児童館の施設の利用に関すること
 - ・児童館の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・児童館の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

- (ア) 高田馬場シニア活動館[前記①]
利用者数 30,479人
(内訳 団体利用:11,954人 個人利用:18,525人)
- (イ) 戸山シニア活動館[前記②]
利用者数 47,314人
(内訳 団体利用:36,049人 個人利用:11,265人)
- (ウ) 早稲田南町地域交流館[前記③]
利用者数 19,549人
(内訳 団体利用:4,676人 個人利用:14,873人)
- (エ) 西早稲田地域交流館[前記④]
利用者数 19,839人
(内訳 団体利用:10,417人 個人利用:9,422人)
- (オ) 下落合地域交流館[前記⑤]
利用者数 19,065人
(内訳 団体利用:8,975人 個人利用:10,090人)
- (カ) 中町地域交流館[前記⑥]
利用者数 13,721人
(内訳 団体利用:4,395人 個人利用:9,326人)
- (キ) 北山伏地域交流館[前記⑦]
利用者数 13,801人
(内訳 団体利用:3,860人 個人利用:9,941人)
- (ク) 北山伏児童館[前記⑧]
利用者数 23,239人
(内訳 小学生:20,856人 中学生:361人 高校生:219人
幼児:788人 その他:1,015人)

(ケ) 中町児童館[前記⑨]

利用者数 22,200 人

(内訳 小学生:18,244 人 中学生:367 人 高校生:5 人
幼児:1,731 人 その他:1,853 人)

(コ) 早稲田南町児童館[前記⑩]

利用者数 25,166 人

(内訳 小学生:21,290 人 中学生:327 人 高校生 0 人
幼児:1,689 人 その他:1,860 人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人シルヴァーウィング

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人シルヴァーウィング（以下「法人」という。）は、平成13年1月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 特別養護老人ホームの経営
- イ 老人デイサービスの経営
- ウ 老人短期入所事業の経営
- エ 老人居宅介護等事業の経営
- オ 小規模多機能型居宅介護事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に166,080,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助金（特別養護老人ホーム分）①	130,680,000円	特別養護老人ホームの建設事業等に要する経費について補助を行うため
新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助金（ショートステイ分）②	26,730,000円	ショートステイの建設事業等に要する経費について補助を行うため
新宿区富久町国有地に整備する特別養護老人ホーム等の建設に伴う埋蔵文化財調査に係る整理作業及び報告書作成経費補助金③	8,370,000円	特別養護老人ホーム等の建設に伴う埋蔵文化財調査に係る整理作業及び報告書作成経費について補助を行うため
新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成金④	300,000円	サービスの質の確保・向上を促進するとともに利用者の事業者選択の際の判断情報に寄与するため
合計金額	166,080,000円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助要綱（平成 28 年 3 月 7 日 27 新福介推第 1719 号）〔前記①②〕
- (イ) 新宿区富久町国有地に整備する特別養護老人ホーム等の建設に伴う埋蔵文化財調査に係る整理作業及び報告書作成経費補助要綱（平成 30 年 4 月 2 日 30 新福介推第 44 号）〔前記③〕
- (ウ) 平成 30 年度新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱（平成 3 年 5 月 24 日 30 新福介推第 444 号）〔前記④〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 介護保険サービス実施施設整備事業〔前記①②〕

特別養護老人ホーム みさよはうす富久（令和元年 7 月 1 日開設）

延床面積 2681.80 m²

特別養護老人ホーム 定員 44 名

ショートステイ 定員 9 名

- (イ) 福祉サービス第三者評価受審〔前記④〕

戸山いつきの杜〔小規模多機能型居宅介護〕

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人園盛会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人園盛会（以下「法人」という。）は、平成9年3月に設立された。その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 特別養護老人ホームの経営

イ 老人デイサービスセンターの経営、老人短期入所事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に27,178,300円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区医療介護支援補助金①	18,690,000円	医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため
新宿区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業 補助金②	2,164,000円	保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金 ③	5,367,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金④	957,300円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
合計金額	27,178,300円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成19年3月30日18新健高サ第3895号）[前記①]

(イ) 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成29年4月1日29新子指給第67号）[前記②]

- (ウ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記④〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 医療介護支援補助金〔前記①〕

特別養護老人ホームもみの樹園における医療処置者の受入れ

- ・看護職員及び介護職員総数（常勤換算後） 76.2 人
 - うち看護職 6.1 人
 - 介護職 70.1 人
- ・医療処置受入者数 月平均 19.96 人（15.35%）

- (イ) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記②〕

園名	補助金額	補助対象者数
もみの樹園事業所内保育所	2,164,000 円	4 人

- (ウ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記③〕

園名	補助金額	賃金改善実施人数
もみの樹園事業所内保育所	5,367,000 円	延べ 148 人

- (エ) 保育サービス推進事業〔前記④〕

- ・もみの樹園事業所内保育所 957,300 円
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間未満）延べ 5 人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上）延べ 74 人
 - アレルギー児対応（地域枠）延べ 20 人
 - アレルギー児対応（従業員枠）延べ 2 人
 - 零歳児保育（市部・小規模/地域枠）延べ 48 人
 - 零歳児保育（市部・小規模/従業員枠）延べ 7 人

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

株式会社グローバルキッズ

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社グローバルキッズ（以下「法人」という。）は、平成18年5月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 保育所、学童保育施設の運営

イ 開園希望者へのコンサルティングの実施

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に68,396,480円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業 補助金①	21,462,000円	保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金 ②	34,463,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金③	12,471,480円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
合計金額	68,396,480円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成29年4月1日29新子指給第67号）〔前記①〕

(イ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年10月14日27新子保運第2850号）〔前記②〕

(ウ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成27年10月14日27新子保運第2851号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業 [前記①]

園 名	補助金額	補助対象者数
グローバルキッズ西落合保育園	7,123,000 円	10 人
グローバルキッズ神楽坂園	4,259,000 円	7 人
グローバルキッズ若葉園	2,716,000 円	4 人
グローバルキッズ愛住町園	3,048,000 円	4 人
グローバルキッズ西新宿園	4,316,000 円	6 人

(イ) 保育士等キャリアアップ補助事業 [前記②]

園 名	補助金額	賃金改善実施人数
グローバルキッズ西落合保育園	10,184,000 円	延べ 357 人
グローバルキッズ神楽坂園	5,393,000 円	延べ 175 人
グローバルキッズ若葉園	5,622,000 円	延べ 176 人
グローバルキッズ愛住町園	7,451,000 円	延べ 220 人
グローバルキッズ西新宿園	5,813,000 円	延べ 203 人

(ウ) 保育サービス推進事業 [前記③]

- ・ グローバルキッズ西落合保育園 2,060,170 円
 - 零歳児保育 延べ 107 人
 - 延長保育事業 (2 時間・3 時間延長) 延べ 6 人
 - アレルギー児対応 延べ 23 人
- ・ グローバルキッズ神楽坂園 3,024,770 円
 - 零歳児保育 延べ 69 人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業 (4 時間未満) 延べ 12 人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業 (4 時間以上) 延べ 324 人
 - アレルギー児対応 延べ 50 人
- ・ グローバルキッズ若葉園 1,452,020 円
 - 零歳児保育 延べ 83 人
 - 延長保育事業 (2 時間・3 時間延長) 延べ 3 人
 - アレルギー児対応 延べ 12 人
- ・ グローバルキッズ愛住町園 3,188,340 円
 - 零歳児保育 延べ 72 人
 - 延長保育事業 (2 時間・3 時間延長) 延べ 6 人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業 (4 時間未満) 延べ 42 人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業 (4 時間以上) 延べ 570 人
 - アレルギー児対応 延べ 18 人
- ・ グローバルキッズ西新宿園 2,746,180 円
 - 零歳児保育 延べ 66 人
 - 延長保育事業 (2 時間・3 時間延長) 延べ 8 人

一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）延べ	28人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）延べ	462人
アレルギー児対応	延べ 16人

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

株式会社テノ．コーポレーション

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社テノ．コーポレーション（以下「法人」という。）は、平成 11 年 7 月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 認可保育所の運営

イ 小規模認可保育所の運営

ウ 認証保育所の運営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成 30 年度に 112,149,880 円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業 補助金①	36,373,000 円	保育人材の確保及び離職防止を 図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金 ②	51,470,000 円	保育士等が保育の専門性を高め ながら、やりがいを持って働くこと ができるよう、保育士等のキャリア アップに向けた取組を促進し、保育 サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金③	24,306,880 円	地域の実情に応じた保育サービ スの提供を推進し、保育サービスの 質の向上を図るため
合計金額	112,149,880 円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日 29 新子指給第 67 号）[前記①]

(イ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）[前記②]

(ウ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子

保運第 2851 号) [前記③]

ウ 主な事業実績

(ア) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業 [前記①]

園 名	補助金額	補助対象者数
ほっぺるランド神楽坂	1,564,000 円	2 人
ほっぺるランド牛込	8,836,000 円	14 人
ほっぺるランド新大久保	3,065,000 円	5 人
ほっぺるランド北新宿	2,403,000 円	5 人
ほっぺるランド早稲田鶴巻町	8,353,000 円	14 人
ほっぺるランド上落合	6,044,000 円	8 人
保育ルームえどがわ園	3,146,000 円	4 人
保育ルームおちにすくすく園	2,962,000 円	4 人

(イ) 保育士等キャリアアップ補助事業 [前記②]

園 名	補助金額	賃金改善実施人数
ほっぺるランド神楽坂	10,022,000 円	延べ 342 人
ほっぺるランド牛込	9,861,000 円	延べ 235 人
ほっぺるランド新大久保	10,342,000 円	延べ 229 人
ほっぺるランド北新宿	3,267,000 円	延べ 160 人
ほっぺるランド早稲田鶴巻町	10,175,000 円	延べ 244 人
ほっぺるランド上落合	7,803,000 円	延べ 269 人

(ウ) 保育サービス推進事業 [前記③]

- ・ほっぺるランド神楽坂 3,000,980 円
 - 零歳児保育 延べ 108 人
 - 延長保育事業 (2 時間・3 時間延長) 延べ 70 人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業(4 時間以上) 延べ 2 人
 - アレルギー児対応 延べ 34 人
- ・ほっぺるランド牛込 5,900,880 円
 - 零歳児保育 延べ 143 人
 - 延長保育事業 (2 時間・3 時間延長) 延べ 3 人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業(4 時間未満) 延べ 45 人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業(4 時間以上) 延べ 608 人
 - 障害児保育 (特児対象) 延べ 12 人
 - アレルギー児対応 延べ 68 人
- ・ほっぺるランド新大久保 3,695,410 円
 - 零歳児保育 延べ 132 人
 - 延長保育事業 (2 時間・3 時間延長) 延べ 5 人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業(4 時間以上) 延べ 5 人
 - アレルギー児対応 延べ 40 人
 - 外国人児童受入れ 延べ 101 人

・ほっぺるランド北新宿	3,684,810 円		
延長保育事業（2時間・3時間延長）	延べ	17 人	
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）	延べ	40 人	
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）	延べ	1,037 人	
アレルギー児対応	延べ	19 人	
・ほっぺるランド早稲田鶴巻町	4,309,520 円		
零歳児保育	延べ	148 人	
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）	延べ	39 人	
アレルギー児対応	延べ	97 人	
・ほっぺるランド上落合	3,715,280 円		
零歳児保育	延べ	129 人	
延長保育事業（2時間・3時間延長）	延べ	5 人	
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）	延べ	3 人	
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）	延べ	39 人	
障害児保育（特児対象）	延べ	10 人	
障害児保育（その他／知的）	延べ	11 人	
アレルギー児対応	延べ	33 人	
外国人児童受入れ	延べ	17 人	

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人東京児童協会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人東京児童協会（以下「法人」という。）は、昭和35年2月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 保育所の経営

イ 一時預かり事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に56,628,850円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業 補助金①	14,838,000円	保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金 ②	24,249,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金③	17,541,850円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
合計金額	56,628,850円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成29年4月1日29新子指給第67号）〔前記①〕

(イ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年10月14日27新子保運第2850号）〔前記②〕

(ウ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成27年10月14日27新子保運第2851号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業 [前記①]

園名	補助金額	補助対象者数
新宿三つの木保育園 もりさんかくしかく	5,386,000 円	7 人
富久ソラのこども園 ちいさなうちゅう	9,452,000 円	12 人

(イ) 保育士等キャリアアップ補助事業 [前記②]

園名	補助金額	賃金改善実施人数
富久ソラのこども園 ちいさなうちゅう	24,249,000 円	延べ 693 人

(ウ) 保育サービス推進事業 [前記③]

・富久ソラのこども園ちいさなうちゅう	17,541,850 円	
零歳児保育		延べ 262 人
延長保育事業（2時間・3時間延長）		延べ 59 人
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)		延べ 234 人
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)		延べ 490 人
障害児保育（その他／知的）		延べ 24 人
障害児保育（その他／身体）		延べ 12 人
分園設置		延べ 788 人
アレルギー児対応		延べ 168 人
育児困難家庭への支援		延べ 72 人
外国人児童受入れ		延べ 28 人
福祉サービス第三者評価受審		

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体（以下「団体」という。）は、新宿区立元気館の管理運営を行うため、平成29年4月に設立された。

代表者は株式会社東急スポーツオアシス、構成員は株式会社東急コミュニティーである。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成30年度に44,323,997円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 元気館	44,323,997円	33,610,850円	79,591,267円	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立元気館条例（平成15年新宿区条例第26号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 健康づくりに関する業務
- (イ) 健康づくりの自主活動の支援に関する業務
- (ウ) 元気館の利用に関する業務
- (エ) 元気館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- (オ) 元気館の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- (カ) 元気館の施設、附帯設備その他の設備の維持管理

エ 主な事業実績

登録団体数 179 団体
 団体施設利用件数 4,583 件
 団体施設利用人数 47,084 人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。
所管課についても、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

【意見】

団体

団体は、元気館の人員配置計画に定めた責任者や職員の配置人数を満たさず、その結果人件費に大幅な収支差額を生じさせていた。

団体においては、人員の配置を計画に基づき適正に行われたい。

健康部健康政策課

健康政策課においては、公の施設の管理の適正と利用者の安全を期するため、元気館の人員配置について把握するとともに、計画が安易に変更されることのないよう必要な報告を団体に求め、またその内容を十分に確認し、適切に指導、監督を行われたい。

新日鉄興和不動産株式会社

(現：日鉄興和不動産株式会社)

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

新日鉄興和不動産株式会社（以下「法人」という。）は、平成9年3月に設立された。

(※平成31年4月1日付けで、日鉄興和不動産株式会社に社名を変更)

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア オフィスビルの開発・賃貸・管理
- イ マンション・戸建住宅の開発・分譲・賃貸
- ウ 物流施設・商業施設等の開発・賃貸・管理
- エ 外国人向け高級マンションの賃貸・管理
- オ 不動産の売買・仲介・鑑定・コンサルティング
- カ 不動産証券化商品の企画・出資

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に79,520,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区木造住宅密集地区整備促進事業補助金	79,520,000円	若葉2-11地区共同建替え事業遂行のため

イ 根拠法令等

新宿区木造住宅密集地区整備促進事業補助金交付要綱（（平成29年1月20日改正28新都防第1663号）平成3年4月1日施行）

ウ 主な事業実績

(ア) 建物概要

敷地面積	1,181.15 m ²
延べ面積	3,843.88 m ²
構造	鉄筋コンクリート造
建物規模	地上 8階
用途	共同住宅、駐車場

(イ) 工事概要

契約年月日 平成 30 年 11 月 22 日

契約金額 (税抜) 1,346,000,000 円

完成予定年月日 令和 2 年 2 月 14 日

(ウ) 平成 30 年度新宿区木造住宅密集地区整備促進事業補助金

補助対象項目 埋蔵文化財発掘調査、工事監理、共同施設整備

補助基本額 (税抜) 79,520,000 円

補助率 3/3

検査年月日 平成 31 年 3 月 29 日

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

信州リゾートサービス株式会社

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

信州リゾートサービス株式会社（以下「法人」という。）は、昭和57年1月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
- イ 建物等の不動産管理・賃貸・メンテナンスに関する業務
- ウ 特産品・日用品・家具・家電等の販売及び斡旋
- エ リゾート施設及び各種施設の管理・運営
- オ 寮・保養所他での食事・飲料水等の提供販売及び飲食店の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に84,041,280円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 女神湖 高原学園	84,041,280円	36,019,535円	126,211,620円	平成30年4月1日 ） 令和3年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立女神湖高原学園条例（平成16年新宿区条例第51号）

ウ 主な管理業務の内容

- （ア）女神湖高原学園における宿泊又は休憩の用に供する施設、これに附帯する施設及び設備の維持管理に関する業務
- （イ）女神湖高原学園における宿泊及び休憩並びに食事の提供に関する業務
- （ウ）女神湖高原学園における生涯学習活動の実施に関する業務
- （エ）女神湖高原学園の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- （オ）女神湖高原学園の利用料金等の納入、減免及び返還に関する業務

エ 主な事業実績

- （ア）一般利用者
 - ・ 区民棟の利用状況

宿泊利用者数	1,983 人、客室稼働率	26.7%
・学校棟の利用状況		
宿泊利用者数	1,990 人、客室稼働率	11.3%
(イ) 学校利用者 (生徒・教員等)		
・学校棟の利用状況		
宿泊利用者数	3,946 人	

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

株式会社図書館流通センター

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社図書館流通センター（以下「法人」という。）は、昭和54年12月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 書籍及び雑誌の販売

イ 書籍の分類・整理並びに加工

ウ 図書館管理運営業務の受託及び代行業

エ 図書館の設計・管理運営・システムに関するコンサルタント業務

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成30年度に269,922,264円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 鶴巻図書館①	71,426,823円	—	71,499,149円	平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日
新宿区立 戸山図書館②	65,208,439円	—	63,707,090円	平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日
新宿区立 角筈図書館③	63,362,670円	—	64,623,725円	平成26年4月1日 ） 平成31年3月31日
新宿区立下落 合図書館④	69,924,332円	—	68,007,753円	平成29年3月11日 ） 平成31年3月31日
合計金額	269,922,264円	—	267,837,717円	

イ 根拠法令等

新宿区立図書館条例（昭和44年新宿区条例第14号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること
- (イ) 図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること
- (ウ) 読書相談、読書案内及び参考調査に関すること
- (エ) 読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関すること
- (オ) 図書館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関すること
- (カ) 他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関すること
- (キ) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

各館の利用実績

		鶴巻図書館 [前記①]	戸山図書館 [前記②]	角筈図書館 [前記③]	下落合図書館 [前記④]
開館日数		293 日	293 日	289 日	293 日
入館者数		108,416 人	132,616 人	194,441 人	218,643 人
利用登録者数		5,619 人	5,682 人	8,716 人	9,345 人
個人貸出数 (図書資料)		197,011 冊	171,707 冊	207,304 冊	356,196 冊
個人貸出数 (視聴覚資 料)		6,876 点	18,060 点	37,646 点	42,611 点
団体貸出数 (図書・視聴 覚)		503 点	901 点	412 点	350 点
レファレンス		1,672 件	3,539 件	1,236 件	2,294 件
集会・ 行事サ ービス	一 般 向	映画会 3 回 講演会その他 15 回	映画会 6 回 講演会その他 13 回	映画会 3 回 講演会その他 18 回	映画会 4 回 講演会その他 21 回
	児 童 向	映画会 2 回 人形劇 0 回 講演会 1 回 お話し会 148 回 工作会 5 回 お楽しみ会等 34 回	映画会 1 回 人形劇 1 回 講演会 8 回 お話し会 123 回 工作会 2 回 お楽しみ会等 3 回	映画会 3 回 人形劇 1 回 講演会 2 回 お話し会 101 回 工作会 1 回 お楽しみ会等 9 回	映画会 1 回 人形劇 1 回 講演会 13 回 お話し会 76 回 工作会 2 回 お楽しみ会等 3 回

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課については、課題が見られたため、改善を求めた事項があった。

第2 総括意見

- 1 (1) 今回監査を行ったところ、財政的援助に係る事業については、前述の「第1 団体別監査結果」で意見を付した事項1件（44頁に掲載）を除き、その目的に沿っておおむね適正に執行されていたと認められる。

また、併せて所管部局に対して実施した随時監査についても、上記の意見を付した事項を除き、団体に対しおおむね適切に指導監督及び関連事務が行われていたと認められる。

- (2) しかしながら、補助金等と公の施設の管理（指定管理）について、それぞれ課題が見られたので、次のとおり意見を述べる。

ア 補助金等について

区において、平成30年度一般会計決算における補助金等（負担金補助及び交付金）の額は約94億円で、一般会計歳出決算総額の6.6%を占めている。区の外郭団体のほか、民間事業者やNPO法人など多くの団体が、補助事業を通じて区民サービスの担い手として区民福祉の向上に寄与している。特に保育や介護の分野では、質の高い行政サービスを提供していくために、補助事業の重要性は増してきている。

一方、補助金等は、区が公益上の必要がある事業に対して交付するものであり、税金等の貴重な財源を投じて交付されるものである。このため、法令等に従って公正に交付されなければならないが、その手続きについても、規則等に則って正確かつ適正に行われることが、必要不可欠である。

今回の監査では、補助金の交付申請や、申請の誤りによる補助金の返還に当たり、要綱等に基づかない手続きが行われている事例が見られた。

所管部局においては、補助事業の目的を踏まえ有効に使用されるよう努めるとともに、要綱等に則った適正な事務処理を行われたい。

また、団体から提出された交付申請書等に規則等で定める書類が添付されていないものや、実績報告書の内訳等に誤りがあるもの、提出時期が遅いものが見られた。こうした提出書類の不備は毎年度見られており、繰り返し改善を要望している。

所管部局においては、補助金の適正な執行を図る観点から、提出書類の厳正な審査を行うとともに、内容の不備等があった場合には、団体への聞き取り調査などを行い、原因の把握と改善指導を徹底された

い。

団体においても、補助事業を執行する者の責務として、適正な書類の提出に努められたい。

イ 公の施設の管理（指定管理）について

指定管理者制度は、多様化する区民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として導入された。

区は、平成30年度に96施設で指定管理者制度を活用した管理を行い、約44億円を支出している。これは一般会計歳出決算総額の3.1%を占めている。

今回、このうち40施設を管理する11団体に対して監査を行った結果、「第1 団体別監査結果」で意見を付しているとおり、人員配置計画で定めた責任者や職員の配置人数を、一部満たしていない状況が見られた。人員配置については、施設を適切に管理し利用者の安全を期するため、あらかじめ定めた人員配置計画に基づいて行われるべきである。

なお、他の施設においては、職員の資格要件を満たしていない人員配置計画が承認されているものが見られた。資格要件は、区民サービスの向上という観点から、管理業務上必要とされたものであり、昨年度の監査結果報告書でも適正な配置を徹底するよう要望している。

所管部局においては、資格要件も含めた人員配置の状況について十分に把握するとともに、適切に指導、監督を行われたい。

法人本部事務費については、昨年度の監査結果報告書において適正な処理を行うよう意見を述べた。今回は、法人本部事務費に収支差額を加減して調整し、収入額と支出額を同額とした収支報告は見られなかった。

一方、法人本部事務費に計上すべき内部経費を、人件費や賃借料として収支報告したものが2件見られた。また、法人本部事務費の算出方法が収支計画と実績報告で異なるものや、法人本部事務費を3月のみ大幅に増額して支出したのものが見られた。こうした会計処理はいずれも、指定管理業務における実際の収支状況の把握を阻むものであり、区による適切な指導監督を困難とする。

団体においては、法人本部事務費を含めた経理処理を適正に行うと

ともに、実態に即した正確な収支報告を行われたい。

所管部局においては、管理経費の決算内容について報告を求めるだけでなく、法人本部事務費の内訳や金額について、根拠資料と照合の上で適切に確認されたい。

- (3) 以上、補助事業及び指定管理については、公民連携を進めていくなかで事務量の増大も見込まれるところである。区においては、内部統制の意義や目的を踏まえ、チェック体制の強化等適切な対応に努められたい。更に、事業の執行状況を的確に把握するとともに、その成果や有効性の検証に基づく見直しにも取り組まれたい。

- 2 なお、今回の監査実施期間中に、指定管理施設において盗難により個人情報流出するという事件が明らかになった。これを受け、当該施設の所管課に対して対応状況等に関する随時監査を行うとともに、その他の施設の実地監査では個人情報の保管状況等を調査し、おおむね適切に対応されていることを確認した。

区においては、既に様々な改善策が図られているところではあるが、施設における個人情報の安全管理を更に徹底するため、分かりやすいルール作りと携わるすべての者の意識の向上に加え、それらをチェックする仕組みを持続的に機能させるよう要望する。

印刷物作成番号
2019-5-5101

令和元年度
財政援助団体等監査結果報告書

令和2年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話(03)5273-4579 (ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により320部印刷製本しています。その経費として、1部当たり259円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。